

再生可能エネルギーに関する検討会
報告書
(素案)

令和 6 年 ○ 月 ○ 日

目 次

第一	はじめに	1
第二	現状及び課題	1
一	地域との共生	2
二	太陽光発電	3
三	風力発電	4
第三	提言	5
一	地域との共生	5
二	太陽光発電	6
三	風力発電	7
第四	資料編	9

別冊資料 再生可能エネルギーに関する検討会における有識者意見
聴取及び県外調査の概要

第一 はじめに

本県では、2050 年までに県域からの温室効果ガスを排出実質ゼロとすることを目指し、令和 5 年 3 月に「三重県地球温暖化対策総合計画」及び「三重県新エネルギー・ビジョン」を改定し、今後も再生可能エネルギーの導入を推進することとしている。

一方、再生可能エネルギーの導入については、設置から解体までの過程において環境整備が不十分なために、環境破壊につながり、持続可能性を損なうおそれがあることが指摘されている。

このような背景から、本県議会では、令和 5 年 6 月に、再生可能エネルギーの導入に関して、調査及び検討を行うことを目的に、三重県議会基本条例（平成 18 年三重県条例第 83 号）第 14 条第 1 項に基づく検討会として、委員 10 名からなる「再生可能エネルギーに関する検討会」を設置して検討を重ねた。

本検討会において行った執行部聴き取り、有識者意見聴取及び県外調査を踏まえ、本県における再生可能エネルギーの現状及び課題を第二のとおり整理した上で、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関し、第三のとおり提言をまとめた。

第二 現状及び課題

本検討会において調査及び検討を行ったところ、再生可能エネルギーの導入に関する現状及び課題は次のとおりである。

- ・ 国においては、第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月閣議決定）において、「再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。」とされている。
- ・ 本県においては、「新エネルギー・ビジョン」（令和 5 年 3 月改定）の「3 基本方針」において、「環境への負荷の少ない安全で安心なエネルギーを確保するため、三重県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を進めます。」としており、今後も再生可能エネルギーの推進に取り組むこととしている。
- ・ 平成 24 年の固定価格買取制度の導入以降、県内において太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの導入が進み、令和 3 年度末の実績では、太陽光発電が約 250 万 kW、風力発電が約 20 万 kW と全国有数の導入量となっている。
- ・ 再生可能エネルギーの導入については、自然環境の破壊、土砂災害の発生、維持管理の不全等が懸念されることから、地域住民等の不安が高まっており、地域住民等による反対運動も確認されている。

したがって、今後、更なる再生可能エネルギーの導入を推進するに当たっては、地域住民等の理解を得る必要があり、そのためには、適地での、環境面、防災面等において配慮され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を事業者に対して強く求めていく必要がある。

以下、本検討会において特に調査及び検討を行った点について、詳述する。

一 地域との共生

1 地域における合意形成

- ・ 地域住民等にメリットが享受されていないこと、地域における合意形成が不十分なまま事業に着手すること等により、地域住民等から太陽光発電、陸上風力発電等の再生可能エネルギー施設が迷惑施設として捉えられてしまう事例が発生している。
- ・ 地域における合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再生可能エネルギーの導入を推進する制度（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地域脱炭素化促進事業等）が用意されているものの、県内において活用されていない。
- ・ 地域との共生が図られている再生可能エネルギー施設の新設については積極的に支援する一方で、そうではない施設については経済的なデメリットを課すこととも必要である。

2 エネルギーの地産地消

- ・ 蓄電池等の技術革新、価格低下等により、供給が多いときにエネルギーを蓄え、需要が多いときに蓄えたエネルギーを活用するエネルギー・マネジメント技術が実用化しつつある。
- ・ 脱炭素経営の推進、高騰する電気料金への対策等の観点から、再生可能エネルギーにより発電した電気を特定の需要家に長期供給する契約等、固定価格買取制度によらずに需要家が再生可能エネルギーを直接調達できる仕組みが活用されつつある。
- ・ 地域で生み出された再生可能エネルギーをその地域の住宅、工場などで消費するエネルギーの地産地消を推進することにより、地域経済の活性化、非常時のエネルギー供給の確保等が図られ、再生可能エネルギーに対する地域住民等の理解が深まることが期待される。

二 太陽光発電

1 ガイドラインによる行政指導

- ・ 本県では、太陽光発電施設の適正な導入を進めることを目的に、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を策定し、事業者に対する行政指導を行っている。
- ・ ガイドラインはあくまで行政指導であることから、事業者に対する法的拘束力を有さず、より実効性のある規制が必要である。

2 関係法令による規制

- ・ 太陽光発電施設の適地が限られてくる中、森林伐採を伴う地域、土砂災害のおそれのある地域等において、防災対策が不十分なまま設置を行う事例が発生している。
- ・ 太陽光発電の設置等には関係法令による規制がなされているが、意図的な規制逃れと思われる事例があると指摘されている。
- ・ 関係法令における許認可の基準及び許認可を所管する部署が縦割りとなっていることから、十分に対処できていない事例もあると指摘されている。
- ・ 小規模であっても、森林伐採を伴う地域、土砂災害のおそれのある地域等における野立ての太陽光発電施設の設置は周辺地域への災害の危険性を助長するため、抜け目のない規制及び関係部署間での連携が必要である。

3 不適切な維持管理等への対処

- ・ 固定価格買取制度の導入から 10 年近くが経過し、今後固定価格での買取りが終了する太陽光発電施設が増加することが見込まれる中では、維持管理が不適切である又は放置された太陽光発電施設の増加が懸念される。
- ・ 維持管理が不適切である又は放置された太陽光発電施設によって、周辺の住民に危害を与えないよう、事業者に適切な維持管理及び廃棄を強く求めていく必要がある。

4 環境への適切な配慮

- ・ 本県においては、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の対象とならない事業であっても、土地の造成を行う場合であって、施工区域が 10ha 以上の太陽光発電施設の設置等については、三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）に基づく環境アセスメント

を義務付けている。

- ・ 太陽光発電施設の設置等については、施設の大小にかかわらず、その立地する場所によって、自然環境、生活環境等に不可逆的な影響を与えるおそれがある。
- ・ 事業者に対して環境アセスメントを義務付ける事業の対象範囲を拡大させる必要がある。

三 風力発電

1 陸上風力発電

- ・ 第6次エネルギー基本計画において、2030年までに1790万kWの導入を目指しているが、国は、より適正な立地への誘導、手続の最適化等を図る観点から、陸上風力発電に係る環境影響評価法の見直しに向けた検討を行っている。
- ・ 県内の導入量は約20万kWで、全国第5位となっており、更なる新規案件も計画されているところであるが、自然環境等への影響から、一部の案件での環境アセスメント手続において、厳しい知事意見等が出されている。
- ・ 陸上風力発電については、これまで導入が進められてきていることを踏まえ、国の動向を見据えつつ、地域住民等の理解を得ながら適正な導入を推進することが必要である。

2 洋上風力発電

(1) 概況

- ・ 令和元年4月に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。③において「再エネ海域利用法」という。）が施行され、洋上風力発電のために、事業者が長期的に一般海域を占有できる制度が創設された。
- ・ 国は、「洋上風力産業ビジョン（第1次）」（令和2年12月に洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会において策定）において、2030年までに1000万kW、2040年までに3000万kW～4500万kWの案件を形成することを、洋上風力発電の導入目標として設定している。
- ・ 洋上風力発電については、県内の海域においても、風況の良いところがあり、洋上風力発電のポテンシャルがあるとされるが、現時点では再エネ海域利用法に基づくプロセスに進んでいる海域はない。
- ・ 令和5年12月には、本県と洋上風力発電について一定のポテン

シャルを有する市町（伊勢市、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町）との合同で、地域との共生、環境への影響、経済波及効果等、洋上風力発電について研究する勉強会を年度内に立ち上げるとの発表がなされた。

(2) 県内の海域等における先行利用者

- ・ 県内及び本県沖合の海域においては、漁業の利用が活発であるとともに、港湾及び航路の利用等もなされており、洋上風力発電の導入に当たっては、設置場所の共同漁業権者に加え、その影響が及ぶ範囲の漁業者等の先行利用者との協調が不可欠である。

(3) 渡り鳥への影響に対する適切な配慮

- ・ 志摩半島から渥美半島にかけては、日本有数の渡り鳥の通り道であり、立地場所によっては、バードストライク等の渡り鳥への影響が懸念される。

(4) 県内産業の活性化への期待

- ・ 洋上風力発電施設の建設及び維持管理には、幅広い産業が関わるため、県内産業の活性化につながると期待される。

(5) 沖合の海域における導入

- ・ 水深が 100m～300mといった比較的深い海域において設置が可能な浮体式洋上風力発電の実用化が進み、今後より沖合での洋上風力発電の設置が見込まれる。
- ・ 現在、洋上風力発電の導入は領海に限定されているが、今後排他的経済水域への導入が可能になることも見込まれる。

第三 提言

第二のとおり整理した現状及び課題を踏まえ、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関し、次のとおり提言する。

一 地域との共生

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域住民等との合意形成を図りつつ、適地における導入が進むよう促すとともに、地域住民等がその地域における再生可能エネルギーのメリットを享受できる取組を推進することにより、地域住民等の理解がより深まるよう、次の 1 及び 2 の事項について検討

すること。

1 法定外税による適地誘導等

- ・ 森林伐採を伴う地域その他の設置が望ましくない地域において、地域との共生が図られずに新設された再生可能エネルギー施設に対する法定外税を導入すること。なお、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を目指す事業者等に対しては、積極的に支援すること。

2 エネルギーの地産地消の推進

- ・ エネルギーの地産地消の導入が進み、地域の住宅、工場等において再生可能エネルギーをより安価かつ安定的に利用できるよう、蓄電池等の導入をはじめとするエネルギー・マネジメント技術を活用した事業の創出に対する支援その他の施策を推進すること。

二 太陽光発電

再生可能エネルギーの中でも、特にその導入量の占める割合が極めて高く、県内に広く設置されている太陽光発電については、立地場所によって、小規模なものであっても、防災上、環境上等の影響が懸念されることから、立地場所に応じた対策を求めていくため、次の1及び2の事項に関する条例の制定及び改正を検討すること。

1 条例による設置規制区域の導入及び適正な維持管理の義務化

- ・ 森林伐採を伴う区域、土砂災害のおそれのある区域等については、設置規制区域とし、設置規制区域内においては、小規模であっても、野立ての太陽光発電施設の新設を知事の許可制とすること。なお、許可に当たっては、万全の防災対策、地域住民等への説明等を義務付けること。また、設置規制区域外においても、設置に当たり知事への届出を求ること。
- ・ 稼働中も含め、太陽光発電の事業者に対し、計画的で適正な維持管理及び廃棄を義務付けること。特に、設置規制区域内の施設については、事業者から維持管理の計画及びその結果について報告を求める等、厳しい監視を行うこと。
- ・ 条例の規制に違反する事業者に対しては、行政代執行、事業者の公表等の措置が行い得るようになるとともに、国に対してF I T認定の取消し等を求めるようにすること。

- ・ 規制の実効性を高めるため、必要に応じて立入調査等を行う等、適切な監督体制を構築すること。特に、設置規制区域内での設置等については、工事完了後の確認等を行うこと。

2 太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等

- ・ 施工区域が 10 ha以上 の太陽光発電の設置等については、土地の造成を行わないものも含め、原則三重県環境影響評価条例の対象とすること。
- ・ 施工区域が 10 haに満たない太陽光発電の設置等であっても、森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域におけるものについては、三重県環境影響評価条例の対象とすること。

三 風力発電

風力発電の中でも、陸上風力発電については、これまで導入が進められてきていることを踏まえ、地域住民等との理解を得ながら適正な導入を推進していくこと。

また、洋上風力発電については、欧州等を中心に導入が進んでおり、技術革新、コスト低減等も実現しているところである。近年国内各地でも導入に向けた計画が立ち上がっており、今後県内又は本県沖合の海域においても導入されることが想定されることから、次の1から5までの事項に留意しつつ、導入に関する検討を行うこと。

1 漁業者等の先行利用者との協調

- ・ 漁業者の洋上風力発電の受入れの判断材料となるよう、海中騒音をはじめとする漁業への影響調査を十分に行った上で、発電事業者等に求める漁業振興策のとりまとめを行うよう努めること。
- ・ 漁業者のほか、海運事業者、港湾事業者等が航路及び港湾の利用等に支障を及ぼすことがないようにする等、海域の先行利用者に対し、不利益が生じることのないよう適切に配慮すること。

2 地域住民等の理解

- ・ 県内の海域等において洋上風力発電の導入が決まった場合、地域住民等の理解を得るため、事業者等が地域振興について本県及び立地する市町と連携を行うこと、洋上風力発電により生み出された電力が地域新電力等を通じ、県内の住宅等に供給されること等、地域住民等が洋上風力発電のメリットを享受できる取組を推進していくこと。

3 海洋環境への配慮

- ・ 野鳥その他の生物への影響を立地選定の段階から配慮するため、法定協議会に海洋環境の有識者を加えることを求める等、立地選定の段階で海洋環境に関する意見を聴取するよう努めること。

4 県内企業への参画支援

- ・ 洋上風力発電の導入に当たっては、県内企業が当該洋上風力発電施設の建設、維持管理等に参画できるよう、県内企業への支援等を行っていくこと。

5 本県沖合でのポテンシャルについての調査及び検討

- ・ 洋上風力発電の導入に当たっては、今後、浮体式洋上風力発電が普及すること及び排他的経済水域における洋上風力発電の導入が可能となることが見込まれるため、排他的経済水域を含めた本県沖合の海域でのポテンシャルについて、調査及び検討を行うこと。

第四 資料編

- ・ 委員名簿
- ・ 再生可能エネルギーに関する検討会 運営要綱
- ・ 検討経過

(別冊資料)

- ・ 再生可能エネルギーに関する検討会における有識者意見聴取及び県外調査の概要

再生可能エネルギーに関する検討会 委員名簿

会 派 名	委 員 名
新 政 み え	○ 平 畑 武 廣 耕太郎 舟 橋 裕 幸 三 谷 哲 央
自 由 民 主 党	野 口 正 小 林 正 人 服 部 富 男 ◎ 津 田 健 児
草 莽	長 田 隆 尚
日 本 共 産 党	吉 田 紋 華

◎ : 座長 ○ : 副座長

(※ 敬称略)

再生可能エネルギーに関する検討会 運営要綱

(趣旨)

第1条 再生可能エネルギーの導入に関して、調査及び検討を行うため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第14条第1項の規定により設置された再生可能エネルギーに関する検討会（以下「検討会」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 検討会は、再生可能エネルギーの導入に関する事項を調査し、及び検討するものとする。

(検討会の組織)

第3条 検討会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、議員のうちから議長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による調査及び検討の終了までの間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に、座長1人及び副座長1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 委員の指名後最初に開かれる会議における座長の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

4 座長は、検討会の会務を総理する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、座長が招集し、会議を主宰する。ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、議長が招集する。

2 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 前項の場合において、座長は、委員として議決に加わることができない。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会への出席若しくは映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法による参加、資料の提出又は調査を求めることができる。

(定足数)

第7条 検討会は、現に在任する委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(出席の特例)

第8条 座長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、検討会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を検討会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

- 2 委員が前項に規定する方法により検討会に参加しようとするときは、座長の許可を得なければならない。
- 3 第一項に規定する方法により検討会に参加した委員については、検討会に出席したものとみなして、この要綱の規定を適用する。

(会議の公開)

第9条 検討会は、これを公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第10条 検討会の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程（平成18年三重県議会訓令第7号）に準ずるものとする。

(事務)

第11条 検討会の事務は、議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

検討経過

年 月 日	内 容
令和5年6月30日	第1回検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・座長及び副座長の選出について ・今後の進め方について
令和5年9月4日	第2回検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・検討会の方向性について ・今後のスケジュールについて
令和5年9月22日	第3回検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・執行部からの聴き取り 政策企画部、雇用経済部、環境生活部、農林水産部
令和5年10月18日	第4回検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・有識者からの意見聴取 公益財団法人日本野鳥の会 自然保護室 主任研究員 浦 達也 氏 特定非営利活動法人防災推進機構 理事長 鈴木 猛康 氏
令和5年11月6～8日	県外調査 <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県庁、千葉銚子洋上風力発電、宮城県議会
令和5年11月28日	第5回検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・有識者からの意見聴取 弘前大学 地域戦略研究所 戦略企画部門 特任教授 桐原 慎二 氏 ・委員間討議 これまでの調査等の振り返りについて
令和5年12月1日	第6回検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・有識者からの意見聴取 三重大学 名誉教授 高山 進 氏 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 国際社会科学部門 教授 板垣 勝彦 氏 ・委員間討議 これまでの調査等の振り返りについて

年 月 日	内 容
令和5年12月19日	<p>第7回検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者からの意見聴取 東京大学 名誉教授 世界風力エネルギー学会 副会長 荒川 忠一 氏 ・委員間討議 とりまとめに向けた論点整理について
令和6年1月19日	<p>第8回検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者からの意見聴取 株式会社パワーエックス 取締役兼代表執行役社長C E O 伊藤 正裕 氏 ・執行部からの聞き取り 環境生活部 ・有識者からの意見聴取 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐 潮 高史 氏 ・委員間討議 とりまとめに向けた論点整理について
令和6年2月8日	<p>第9回検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員間討議 報告書素案及び提言書素案について